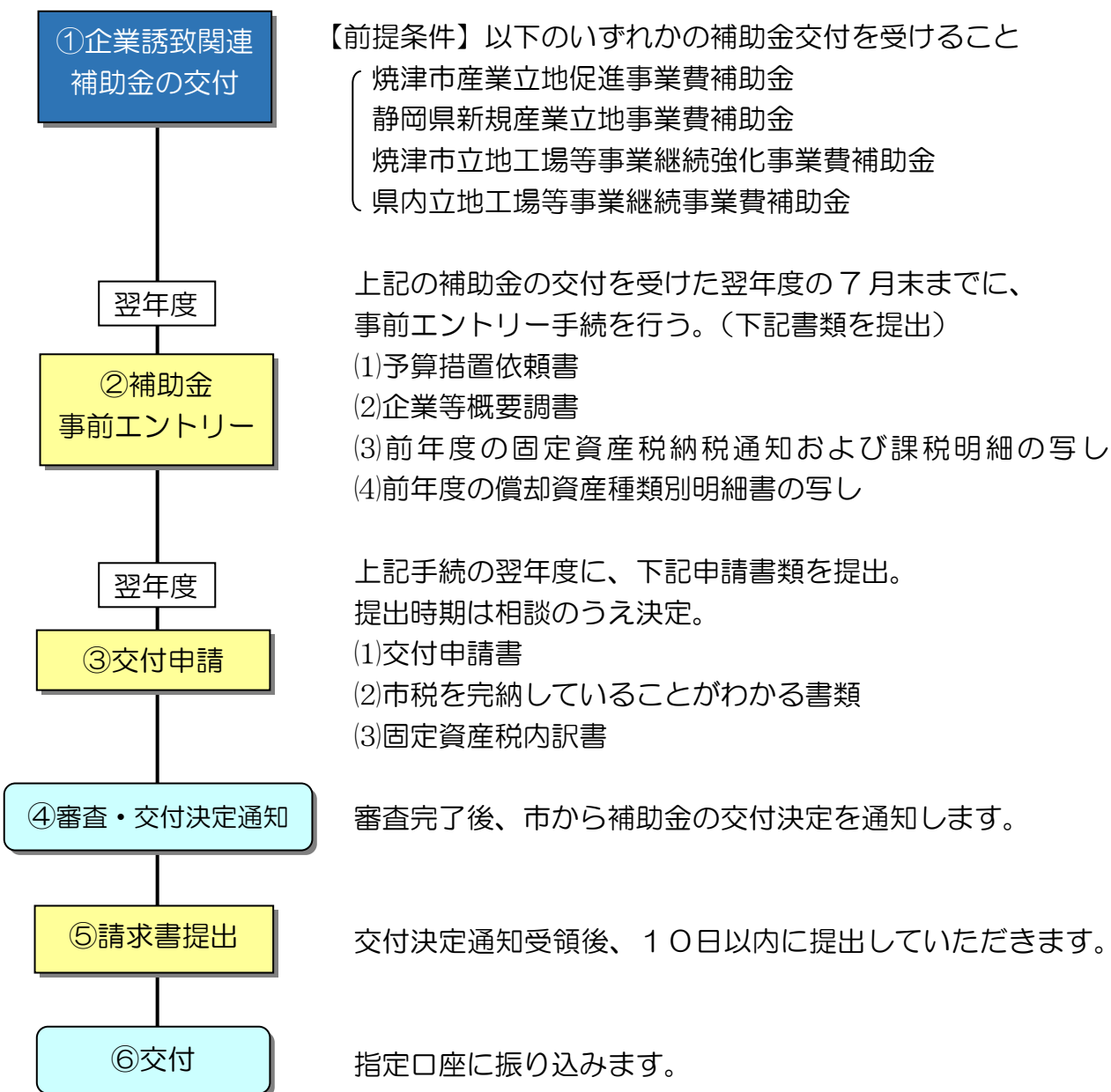


焼津市産業立地奨励事業費補助金 申請の手引

新設された工場などの固定資産税および都市計画税について、納付された翌年度に奨励金として助成します。

補助金交付までのスケジュール



- ・補助金の交付期間は3年間（3回分）、限度額は3,000万円／年です。上記②～⑥の手続を3回行っていただくこととなります。
- ・補助金関係書類は、最低5年間大切に保管してください。

申請書類等の提出先：焼津市役所 商工観光課
054-626-2260

焼津市産業立地奨励事業費補助金

補助金交付要件	対象業種	新增設の区分	補助金の対象				補助期間	補助限度額
			固定資産税相当額			都市計画税相当額		
			土地	家屋	償却資産			
焼津市産業立地促進事業費補助金 (新規雇用のみ補助対象となる場合を除く)	製造業・ソフトウェア業・研究所・物流施設	市内に工場等を新築 又は市内にある工場等を増設、移転	○	○	○	○	3年間	3,000万円
静岡県新規産業立地事業費補助金のみ交付の場合 (用地取得を伴わない工場立地)			×	○	○	○ (土地分を除く)		
焼津市立地工場等事業継続強化事業費補助金		津波浸水区域等から移転または分散	○	○	○	○		
県内立地工場等事業継続事業費補助金			×	○	○	○ (土地分を除く)		

2

※産業立地関係補助金の交付決定年度の翌年度の課税から対象となります。

パターン		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
パターン(1)	4月～12月に操業開始	操業(12月31日以前) 産業立地補助金交付決定	課税対象 1年目	課税対象 2年目 →H27分 奨励金交付	課税対象 3年目 →H28分 奨励金交付	→H29分 奨励金交付	
パターン(2)	1月～3月に操業し、課税が1年遅れる場合	操業(1月1日以降) 産業立地補助金交付決定		課税対象 1年目	課税対象 2年目 →H28分 奨励金交付	課税対象 3年目 →H29分 奨励金交付	→H30分 奨励金交付
パターン(3)	県・市の補助採択が操業から1年遅れる場合	操業(12月31日以前)	課税対象 1年目 産業立地補助金交付決定	課税対象 2年目	課税対象 3年目 →H28分 奨励金交付	課税対象 4年目 →H29分 奨励金交付	課税対象 5年目 →H30分 奨励金交付